

## 中心市街地活性化評価・推進委員会 開催要綱

## (目的)

内閣府において、中心市街地活性化評価・推進委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

## (任務)

委員会は、中心市街地の活性化に関する法律の施行状況、今後の制度運用の改善等に関する事項について検討を行い、内閣府地方創生推進事務局長に助言することを任務とする。

## (構成)

- (1) 委員会は、学識経験者等の委員をもって構成する。
- (2) 委員長は、構成員の互選により選任する。

## (招集)

委員会は、委員長が招集する。委員長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

## (会議の開催)

会議は、構成員の3分の1以上が出席しなければ開くことができない。

ただし、委員長は、やむを得ない理由により会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。

## (議事の公開)

- (1) 委員会は、原則として非公開とする。
- (2) 委員会の配布資料及び議事要旨は、原則として公表する。ただし、委員長が必要と認めるときは、配布資料及び議事要旨の全部又は一部を公表しないものとするができる。

## (庶務)

委員会の庶務は、内閣府地方創生推進事務局において処理する。

## (雑則)

この要綱に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

## (附則)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

中心市街地の活性化に関する法律 附則（平成二六年四月二五日法律第三〇号）

第二条（検討）

政府は、この法律の施行後平成三十六年三月三十一日までの間に、この法律による改正後の中心市街地の活性化に関する法律の施行の状況について検討を加え、その結果にもとづいて必要な措置を講ずるものとする。